



行政書士真境名健二事務所

行政書士

真境名 健二

企業は、契約の締結が出来なくなる方向に向かうのは間違いないと思われます。また、元請企業が下請企業の指導監督する責任を強化するといふことは元請の指導監督に從わずに未加入を続ける下請がいた場合は、元請企業に対して今より厳しいペナルティが課される可能性が大いにあるといふことです。そう

国土交通省が、平成29年4月までに解決しようとして、5年をかけて計画してきた「建設業者の社会保険未加入対策」の期限も残すところ、あと1年を切りました。これまで多くの周知機会を設けて地ならしをして来たわけですが、まだまだ未端まで周知が行き届いたとは言えない状況であるのも事実です。そこで国交省は、ゴールまでの厳しい上り坂をクリアするため、次に掲げる要領で社会保険未加入対策を強化する方針を決めました。アクセルを全開にしてきた感じですよ。

にまで広げ、併せて元請企業の下請企業に対する指導監督責任を強化する方針を決めました。〈解説〉これでいよいよ未加入企業を切った「社会保険未加入対策」の動き

1年を切った「社会保険未加入対策」の動き

す。これにより、工事金額とは別に「労務費にかかる法定福利費」を元請企業に請求しやすくなりました。そもそも社会保険未加入対策を進めていく上で、一番のネックになっているのは何と云っても「いったい誰がその経費を負担するのか？」という問題です。これまでずっと社会保険未加入でも何の問題

問題が解決されれば、社会保険未加入問題も解決に向けて大きく前進すると言えます。(二)で、小規模・零細企業の多くは「社会保険」に入らなくても良い「社会保険適用除外」だということをまず押さえておいて下さい。従業員が4人以下の個人企業は「社会保険適用除外」なので、いわゆる社会保険に入る必要は

国交省の指導により、発注される段階から通常の工事金額に「法定福利費」が上乘せられて発注されており、発注段階で上乘せられた法定福利費を、元請企業から1次下請、2次下請さらに現場の未端まで行き届かせることになっていきます。発注者から元請企業が法定福利費として受けた金は「預かり金」的な性格のもので、そのまゝ1次下請に対する法定福利費としておろしていく必要があります。それを2次・3次、最終的に未端まで浸透させなければなりません。この時に使われる見積書が「標準見積書」なのです。標準見積書の書式については、様々なものがありますが、国交省のホームページに「各団体が作成した標準見積書」が多数掲載されていますので、その中から自社に合った標準見積書を使用すると良いですよ。

入企業の排除を2次下請以下にまで広げることになりました。つまり小規模・零細を含めたすべての業者が対象という事です。今回は直轄工事に限定していますが、自治体が発注する工事や国が費用の一部を負担する「補助事業」でも未加入企業の排除を徹底するように各自治体に要請しています。これにより未加入

なると2次下請け以下の企業に対して、元請企業からの指導は今よりもっと厳しく行われることになるでしょう。〈方針その2〉標準見積書の活用を徹底させること。

もなく仕事が出来た小規模・零細企業は全国にごまんとありますが、現場が混乱しているのはそのような人達が、「儲けてもいけないのに、社会保険まで入らされたら生活していけない」と抵抗しているからであり、逆に「もし、上が社会保険等の経費を持つてくれるならすくなくても入るさ」というように費用負担の

ありません。国保・国民年金・雇用保険そして現場に出る事業主は労災特別加入をすればそれで必要かつ十分なのです。実は、この費用負担の問題も制度上は既に解決されています。しかし業界団体にまだまだ浸透していないため、今後は集中的に標準見積書に関する研修会を各地で開く予定になっています。

と良いですよ。

〈方針その1〉直轄工事で行っている元請・1次下請の未加入企業の排除を2次下請以下

標準見積書とは、通常の見積書では内訳が分からない法定福利費(事業主が負担する社会保険料・雇用保険料)を別途明示した見積書で

国交省の指導により、発注される段階から通常の工事金額に「法定福利費」が上乘せられて発注されており、発注段階で上乘せられた法定福利費を、元請企業から1次下請、2次下請さらに現場の未端まで行き届かせることになっていきます。発注者から元請企業が法定福利費として受けた金は「預かり金」的な性格のもので、そのまゝ1次下請に対する法定福利費としておろしていく必要があります。それを2次・3次、最終的に未端まで浸透させなければなりません。この時に使われる見積書が「標準見積書」なのです。標準見積書の書式については、様々なものがありますが、国交省のホームページに「各団体が作成した標準見積書」が多数掲載されていますので、その中から自社に合った標準見積書を使用すると良いですよ。

国交省の指導により、発注される段階から通常の工事金額に「法定福利費」が上乘せられて発注されており、発注段階で上乘せられた法定福利費を、元請企業から1次下請、2次下請さらに現場の未端まで行き届かせることになっていきます。発注者から元請企業が法定福利費として受けた金は「預かり金」的な性格のもので、そのまゝ1次下請に対する法定福利費としておろしていく必要があります。それを2次・3次、最終的に未端まで浸透させなければなりません。この時に使われる見積書が「標準見積書」なのです。標準見積書の書式については、様々なものがありますが、国交省のホームページに「各団体が作成した標準見積書」が多数掲載されていますので、その中から自社に合った標準見積書を使用すると良いですよ。

と良いですよ。

国交省の指導により、発注される段階から通常の工事金額に「法定福利費」が上乘せられて発注されており、発注段階で上乘せられた法定福利費を、元請企業から1次下請、2次下請さらに現場の未端まで行き届かせることになっていきます。発注者から元請企業が法定福利費として受けた金は「預かり金」的な性格のもので、そのまゝ1次下請に対する法定福利費としておろしていく必要があります。それを2次・3次、最終的に未端まで浸透させなければなりません。この時に使われる見積書が「標準見積書」なのです。標準見積書の書式については、様々なものがありますが、国交省のホームページに「各団体が作成した標準見積書」が多数掲載されていますので、その中から自社に合った標準見積書を使用すると良いですよ。

国交省の指導により、発注される段階から通常の工事金額に「法定福利費」が上乘せられて発注されており、発注段階で上乘せられた法定福利費を、元請企業から1次下請、2次下請さらに現場の未端まで行き届かせることになっていきます。発注者から元請企業が法定福利費として受けた金は「預かり金」的な性格のもので、そのまゝ1次下請に対する法定福利費としておろしていく必要があります。それを2次・3次、最終的に未端まで浸透させなければなりません。この時に使われる見積書が「標準見積書」なのです。標準見積書の書式については、様々なものがありますが、国交省のホームページに「各団体が作成した標準見積書」が多数掲載されていますので、その中から自社に合った標準見積書を使用すると良いですよ。

国交省の指導により、発注される段階から通常の工事金額に「法定福利費」が上乘せられて発注されており、発注段階で上乘せられた法定福利費を、元請企業から1次下請、2次下請さらに現場の未端まで行き届かせることになっていきます。発注者から元請企業が法定福利費として受けた金は「預かり金」的な性格のもので、そのまゝ1次下請に対する法定福利費としておろしていく必要があります。それを2次・3次、最終的に未端まで浸透させなければなりません。この時に使われる見積書が「標準見積書」なのです。標準見積書の書式については、様々なものがありますが、国交省のホームページに「各団体が作成した標準見積書」が多数掲載されていますので、その中から自社に合った標準見積書を使用すると良いですよ。

国交省の指導により、発注される段階から通常の工事金額に「法定福利費」が上乘せられて発注されており、発注段階で上乘せられた法定福利費を、元請企業から1次下請、2次下請さらに現場の未端まで行き届かせることになっていきます。発注者から元請企業が法定福利費として受けた金は「預かり金」的な性格のもので、そのまゝ1次下請に対する法定福利費としておろしていく必要があります。それを2次・3次、最終的に未端まで浸透させなければなりません。この時に使われる見積書が「標準見積書」なのです。標準見積書の書式については、様々なものがありますが、国交省のホームページに「各団体が作成した標準見積書」が多数掲載されていますので、その中から自社に合った標準見積書を使用すると良いですよ。

国交省の指導により、発注される段階から通常の工事金額に「法定福利費」が上乘せられて発注されており、発注段階で上乘せられた法定福利費を、元請企業から1次下請、2次下請さらに現場の未端まで行き届かせることになっていきます。発注者から元請企業が法定福利費として受けた金は「預かり金」的な性格のもので、そのまゝ1次下請に対する法定福利費としておろしていく必要があります。それを2次・3次、最終的に未端まで浸透させなければなりません。この時に使われる見積書が「標準見積書」なのです。標準見積書の書式については、様々なものがありますが、国交省のホームページに「各団体が作成した標準見積書」が多数掲載されていますので、その中から自社に合った標準見積書を使用すると良いですよ。